

議案第 4 5 号

平成 2 9 年度

香春町国民健康保険事業特別会計補正予算

平成29年度香春町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度香春町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,740,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月6日提出

福岡県香春町長 加 治 忠 一

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	133,280	238	133,518
	1 繰入金	133,280	238	133,518
	歳 入 合 計	1,740,596	238	1,740,834

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	42,988	238	43,226
	1 総務管理費	41,892	238	42,130
	歳 出 合 計	1,740,596	238	1,740,834

歳入歳出補正予算
事項別明細書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 42,988	千円 238	千円 43,226
歳 出 合 計	1,740,596	238	1,740,834

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		238	0
0	0	238	0

2 歳 入

10款 繰入金

238千円

1項 繰入金

238千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金	千円 133,280	千円 238	千円 133,518
計	133,280	238	133,518

節		説	明
区 分	金 額		
2 職員給与費等 繰入金	千円 238	職員給与費等繰入金	千円 238

3 歳 出

1 款 総務費

238千円

1 項 総務管理費

238千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 38,250	千円 238	千円 38,488	千円	千円	千円 238	千円
計	41,892	238	42,130	0	0	238	0

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 221	○人件費	千円 238
4 共済費	17	・職員手当等	221
		扶養手当	80
		期末・勤勉手当	21
		児童手当	120
		・共済費	17
		共済組合負担金	17

給与費明細書（国保会計）

2.一般職
(1)総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	3 (0)		8,152	5,051	13,203	4,115	17,318	
補正前	3 (0)		8,152	4,830	12,982	4,098	17,080	
比較	0 (0)	0	0	221	221	17	238	

※（）内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(単位:千円)

職員手当の内訳	区分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過 勤務 手当	期末 勤勉 手当	その 他の 手当
	補正後	80	0	48	534	0	1,500	2,769	120
	補正前	0	0	48	534	0	1,500	2,748	0
	比較	80	0	0	0	0	0	21	120

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	0	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	221	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	221	

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職	技能職
平成29年12月1日現在	平均給料月額(円)	225,100	0
	平均給与月額(円)	243,933	0
	平均年齢(歳)	30.2	0.0
平成29年6月1日現在	平均給料月額(円)	225,100	0
	平均給与月額(円)	241,267	0
	平均年齢(歳)	29.7	0.0

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	146,100	143,500	146,100	143,500
大学卒	178,200		178,200	

ウ 級別職員数

区分	行政職			技能職			区分	行政職			技能職			
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	
平成 29年 12月1 日現在	1級	1	33.3%	1級			平成 29年6 月1日 現在	1級	1	33.3%	1級			
	2級	1	33.3%	2級				2級	1	33.3%	2級			
	3級	1	33.3%	3級				3級	1	33.3%	3級			
	4級	0	0.0%	4級				4級	0	0.0%	4級			
	5級	0	0.0%	5級				5級	0	0.0%	5級			
	6級	0	0.0%					6級	0	0.0%				
	計	3	100.0%	計				計	3	100.0%	計			

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一般職	単純労務職
1級	主事、技師、保健師、保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士、管理栄養士の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
2級	主任主事、技師、保健師、保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士、管理栄養士の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
3級	係長、保育所長、主査、保健師、主任保育士、幼稚園主任教諭、主任調理師、主任栄養士、主任管理栄養士の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 相当困難な業務を行う用務員等の職務
4級	課長補佐又は相当困難な業務を所掌する係長、保育所長及び特に困難な業務を所掌する主査、保健師、主任保育士、幼稚園主任教諭、主任調理師、主任栄養士、主任管理栄養士の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 困難な業務を行う用務員等の職務
5級	会計管理者、課等の長又は相当困難な業務を所掌する課長補佐及び主幹の職務	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 特に困難な業務を行う用務員等の職務
6級	会計管理者又は困難な業務を所掌する課等の長の職務	

エ 昇給

区分		合計	行政職	技能職	
補正後	職員数 (A) (人)	3	3		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3		
	号級数別内訳	1号給(人)	0	0	
		2号給(人)	0	0	
		3号給(人)	1	1	
		4号給(人)	2	2	
		6号給(人)	0	0	
		8号給(人)	0	0	
比較 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			
補正前	職員数 (A) (人)	3	3		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3		
	号級数別内訳	1号給(人)	0	0	
		2号給(人)	0	0	
		3号給(人)	1	1	
		4号給(人)	2	2	
		6号給(人)	0	0	
		8号給(人)	0	0	
比較 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	
補正前	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	
国の制度	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	

※ ()内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	有	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	有	

キ 地域手当

支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく 支給率(%)
—	—	—

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	行政職	技能職
給与総額に対する比較 (%)	—	—	—
支給対象職員の比較 (%) (平成29年12月1日現在)	—	—	—
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当・行旅死亡人取扱業務手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	—
住居手当	異なる	持家分支給 月額2,500円(5年間)
通勤手当	同じ	—

